

3) 感染症担当

感染症担当が平成 20 年度に実施した非定期検査は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づく防疫検便、市民依頼の井戸水等細菌検査、ダニ等の衛生害虫検査（室内塵）および菌株等の依頼検査であり、表 7 に検査検体総括を示した。

(1) 感染症法に基づく防疫検便

感染症法に基づく赤痢、チフス、コレラ、腸管出血性大腸菌等感染症発生および海外旅行下痢症等に伴う防疫

検便は 1,525 件であった。それらの依頼別検体数を表 8 に示した。（感染症発生報告は「Ⅷ 資料」に掲載）

表 7 非定期検査検体数総括

業 務 名	検体数	延べ項目数
感染症新法に基づく防疫検便	1,525	1,525
井戸水等細菌検査	2,374	4,520
衛生害虫（室内塵）	2	2
院内感染関連調査	148	148
計	4,050	6,196

表 8 非定期腸内病原菌検査依頼別検体数

区 分	計	東	博多	中央	南	城南	早良	西
計	1,525	88	98	220	60	35	170	854
赤 痢	620	38	67	23	11	20	132	329
チ フ ス	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ°ラチフス	0	0	0	0	0	0	0	0
コ レ ラ	12	10	1	1	0	0	0	0
E H E C	893	40	30	196	49	15	38	525

(2) 市民依頼の井戸水等検査

飲料水の細菌検査は、井戸水 1,152 件、水道水 414 件、プール水 448 件、船舶水 29 件およびその他 24 件であり、井戸水は一般家庭とボーリング業者からの依頼、水道水は主として「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、プール水は「プールの安全標準指針」に基づくものである。なお、それぞれの不適件数は、井戸水 196 件（17.0 %）、水道水 15 件（3.6%）、その他 5 件（20.8%）であった。

また、「建築物における衛生的環境の確保に関する法

律施行規則の一部を改正する省令」に基づく雑用水の検査は 307 件の依頼があり、3 件（1.0%）から大腸菌が検出された。（表 9）

(3) 衛生害虫検査

平成 20 年度の衛生害虫（室内塵）の検査依頼は 1 件 2 検体であった。検査依頼は虫刺されや湿疹および喘息様疾患に関するものであった。全般的にアレルギー性疾患に関与するチリダニ科のヤケヒョウヒダニとコナヒョウヒダニが多くみられた。

表 9 市民依頼の井戸水等検査件数及び不適件数

区 分	計	井戸水	水道水	プール水	船舶水	雑用水	その他
計	2,374 (228)	1,152 (196)	414 (15)	448 (6)	29 (3)	307 (3)	24 (5)
東	231 (39)	123 (38)	52 (0)	38 (0)	4 (0)	12 (0)	2 (1)
博多	286 (16)	43 (4)	37 (10)	67 (1)	20 (1)	114 (0)	5 (0)
中央	367 (30)	71 (22)	107 (0)	38 (3)	5 (2)	142 (3)	4 (0)
南	465 (46)	325 (40)	47 (3)	83 (2)	0 (0)	3 (0)	7 (1)
城南	224 (13)	120 (13)	36 (0)	62 (0)	0 (0)	6 (0)	0 (0)
早良	380 (34)	220 (31)	101 (1)	38 (0)	0 (0)	18 (0)	3 (2)
西	419 (50)	249 (48)	33 (1)	122 (0)	0 (0)	12 (0)	3 (1)
研究所	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

() は不適件数